

2020年 11月 24日

保護者様

学校法人啓明学院事務室

啓明学院特別奨学金 二次募集のご案内

日頃より本学院の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し経済的に困窮している家庭の経済的負担を軽減し、就学の継続を支援することを目的に、啓明学院特別奨学金（以下「特別奨学金」と言う。）を給付します。

1. 申込資格（以下の(1)～(3)全てに該当する方）

- (1) 啓明学院中学校・高等学校に在学する生徒
- (2) 修学の継続と向上を目指していること
- (3) 以下の家計基準を全て満たしていること

①新型コロナウイルス感染症の影響により、家計支持者^{*}の年間収入合計が2割以上減収する見込みの方

②家計支持者の家計急変後の年間収入（見込み）の合計が、以下のいずれかである方

- ・ 給与所得者：年間給与収入 730 万円未満
- ・ 給与所得者以外：年間所得 370 万円未満

^{*}家計支持者とは、学院に在籍する生徒の保護者であって、原則としてその生徒の就学を支える主たる生計維持者及びその配偶者の**両方**（例：父母もしくは父母に代わって家計を支えている者）を指します。

- (4) 以前に特別奨学金の給付を受けていないこと

2. 給付金額

給付額：1人あたり30万円（ただし、高等学校就学支援金受給者は1人あたり15万円）

3. 提出書類

- (1) 特別奨学金申請書（啓明学院のホームページよりダウンロードしてください）
- (2) 家計支持者の収入が減少したことが分かる書類（コピー可）

減収前後の給与・賞与明細等、退職証明書、雇用保険受給資格証、店舗等の帳簿、休業証明書、公的資金支援決定通知、会社発行の収入見込証明、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

- (3) 家計支持者の令和2年度課税証明書（コピー可）

4. 募集期間

2020年11月24日（火）～2020年12月21日（月）必着分まで

5. 書類提出方法、提出先

郵送受付のみ ※簡易書留にてご郵送ください

〒654-0131 神戸市須磨区横尾9丁目5番1 学校法人啓明学院 事務室

6. 給付時期

2021年2月頃 ※審査のうえ決定し給付します。結果は郵送にてお知らせいたします。

ご不明な点がございましたら事務室（TEL：078-741-1506）までお問い合わせください。